平成２７年（フ）第８号
埼玉県越谷市大字袋山1129番地４　池田ハイツ102
債務者　寶滿　倫悟
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第９号
埼玉県越谷市大字袋山1129番地４　池田ハイツ102
債務者　寶滿　優子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
埼玉県草加市花栗３丁目４番24―205号
債務者　荒木　七重
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目15番37号　メゾンフェリカ202
債務者　阿部　　楓（旧姓林）
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６号
岩手県奥州市前沢区古城字川原下13番地１、前住所岩手県奥州市前沢区古城字川原前35番地
債務者　小野寺　伸
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第８９号
福島県会津若松市神指町大字黒川字湯川東153番地の１　コーポリバーサイド202、前住所福島県会津若松市東年貢１丁目９番73号サイバーパーク東年貢102号
債務者　大関ひろみ
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第６２６号
埼玉県狭山市入間川3145番地の１　サンアベニュー富士108、前住所埼玉県狭山市つつじ野１番23―504号
債務者　大井　宏之
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１号
埼玉県日高市大字駒寺野新田98番地24
債務者　松浦　和代
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４号
埼玉県富士見市大字水子5138番地13
債務者　菅谷幸太郎
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５号
埼玉県富士見市大字水子5138番地13
債務者　菅谷　早紀
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１５号
埼玉県所沢市東新井町741番地の７
債務者　真島　良文
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金873番地６　コーポ久保105号
債務者　増田　邦幸
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１８号
埼玉県ふじみ野市北野２丁目３番８号　メゾンモモ202
債務者　魚住　陽介
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２号
北海道赤平市平岸新光町２丁目１番地　平岸病院内、住民票上の住所北海道芦別市北５条西３丁目11番地の６
債務者　北川　淑子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
北海道室蘭市高砂町１丁目53番12―307号、前住所北海道室蘭市小橋内町１丁目24番５号
債務者　佐藤　麗司
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
盛岡市安倍館町10番１号、旧住所盛岡市東松園１丁目３番10号
債務者　木村由香利
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１３号
群馬県邑楽郡大泉町朝日５丁目22番９号、前住所群馬県邑楽郡大泉町富士１丁目６番３号グリーンハウスこうの102号
債務者　冨永　悦子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで前橋地方裁判所太田支部